

No.	質問項目	質問内容	回答
1	改正内容	どのような改正が行われたのか。	<p>これまでは、要支援者の介護予防サービス計画は、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のみが作成できることとなっていました。</p> <p>令和6年度以降、「指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、地域包括支援センターから委託を受けずに、介護予防サービスを作成できるようになりました。</p>
2	改正の対象	要支援者の全てのプランが対象になるのか。	<p>介護予防支援のみが対象となり、介護予防ケアマネジメントは対象になりません。</p> <p>なお、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違いは次のとおりです。</p> <p>○介護予防支援 「予防給付のみ」又は「予防給付と総合事業の両方」のサービスを受ける方のサービス計画の作成等</p> <p>○介護予防ケアマネジメント 「総合事業のサービスのみ」を受ける方のサービス計画の作成等</p>
3	利用者との関係	利用者にとっては何が変わるのか。	<p>これまでは、利用者（要支援者）は、地域包括支援センターとの間で契約を締結することのみ可能でしたが（地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託を行う場合は、別途、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との間で一部委託契約を締結）、今回の改正により、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所と直接契約を締結することが可能となります。</p> <p>大和高田市は、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが切り替わる際、滞りなくサービス利用ができるよう地域包括支援センターも利用者との契約を締結します。</p>
4	実施方法	指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所への委託はできるのか。	<p>できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは地域包括支援センターのみです。</p>
5	実施方法	指定を受けた後も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを実施することは可能か。	<p>介護予防ケアマネジメントは、従来どおり委託を受けて実施することができます。介護予防支援については、委託ではなく直接担当し、実施していただきます。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
6	実施方法	地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成している利用者について、新たに指定介護予防支援事業者の指定を受けて担当する場合、事業所として新たに契約の締結及び重要事項の説明等を行う必要があるか。	指定事業所として新規に利用者を担当することとなるため、新たに契約の締結及び重要事項の説明等を行う必要があります。 また、契約締結後は「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険課に提出することとしてください。
7	実施方法	問6により介護予防サービス計画の作成事業所を変更する場合、介護予防サービス計画を再度作成し直す必要があるか。	利用者の状態等に変更なく、現行の介護予防サービス計画を見直す必要がないと判断される場合は、「軽微な変更」に該当するものとして、介護予防サービス計画作成事業所を修正することにより差支えありません。（計画期間についても変更の必要はありません） ただし、この場合は、計画の新規作成プロセスを踏まえるものではないため、介護報酬上における初回加算の算定要件は満たさないものとして取り扱います。（事業所変更を機に計画の見直しを行う場合は、初回加算を算定して差し支えありません）
8	実施方法	現在、地域包括支援センターから指定介護予防支援の委託を受けて介護予防サービス計画を作成している利用者について、今後、新規に指定介護予防支援事業所として担当することとなった場合、介護予防サービス計画の終了評価を行い、地域包括支援センターに提出する必要があるか。	現行介護予防サービス計画の見直しは行わず、計画内容を引き継ぐ場合（「軽微な変更」として作成事業所の変更のみを行う場合）は、終了評価をおこなう必要はなく、その旨支援経過記録に記載することとしてください。
9	実施方法	新たに指定介護予防支援の指定を受けて業務を行う場合、介護予防サービス計画書の様式（関連様式を含む）はどのようなものとなるか。	基本的に「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について（平成18年老振発0331009号）」に定める様式を活用することとしてください。（現在地域包括支援センターからの委託で提出していただいている様式と同じです） 事業所の事情により若干の改変を行う場合においても国通知に定める記載事項を省略することのないよう、ご留意ください。
10	実施方法	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に切り替える際、目標やサービス内容の変更がない場合は、「軽微な変更」の扱いとして、サービス担当者会議を省略しても問題ないか。	介護予防ケアマネジメントは総合事業のみ、介護予防支援は予防給付のみ又は、総合事業と予防給付の併用となります。サービス内容の変更になりますので、サービス担当者会議は必要と考えます。

No.	質問項目	質問内容	回答
11	実施方法	<p>利用者により特定の月に保険給付サービスの利用実績が無く、総合事業のみの利用があった場合、指定介護予防支援費の請求を行うことができないが、この場合、どのような取り扱いとなるか。</p>	<p>特定の月に介護予防サービス計画に位置付けていた保険給付サービスが、何らかの事由により利用に至らなかった場合は、当該保険給付サービスに係る給付管理票を作成する必要がないため、指定介護予防支援費の算定は行われず、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けたものとして取り扱い、地域包括支援センターから委託料が支払われることとなります。（総合事業【訪問型・通所型サービス】に係る給付管理票は地域包括支援センターにおいて作成します）</p> <p>この場合、当該月に限り、介護予防サービス計画作成事業所を変更する取り扱いとなりますので、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント業務に係る契約を利用者で行い、介護保険課に事業者名を「地域包括支援センター」と記載し、「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出することとなります。（その際、事業所におかれましては地域包括支援センターに介護予防サービス計画書及び利用票を提出することとしてください）</p> <p>また、翌月に再度保険給付サービスを利用する場合は、指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）として再度当該事業者名を記載のうえ「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を介護保険課に提出願います。（契約については、事業所として既契約が継続しているものと判断される場合は、再度締結する必要はありません。※介護予防ケアマネジメント業務への一時移行により契約終了と取り扱う場合は、再契約を行う必要があります。）</p> <p>なお、介護予防サービス計画作成事業所が地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）との間を行き来することとなりますが、質問No.10同様、介護予防サービス計画書については、「軽微な変更」に該当するものとして取り扱っていただいて差支えありません。</p> <p>※現状、大和高田市の介護保険システムで対応できないことから、包括的な委託を行った場合の事務フローについて、当面の間は実施しません。今後、国通知や他市動向等を踏まえ、必要に応じ修正を行います。</p> <p>【参考】介護保険最新情報Vol.1260『指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について』（令和6月4月26日） https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoufiles/documents/2024/0430135121722/ksvol.1260.pdf</p>
12	実施方法	<p>指定介護予防支援を担当していた利用者が、介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することとなった場合、給付管理票の作成はどの事業所が行うこととなるか。</p>	<p>歴月を通じて介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成することとなります。</p> <p>なお、月の途中で利用開始又は月途中で利用を終了した場合は、指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）が給付管理票を作成することとなります。（この場合、介護予防支援費の請求が可能です）</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
13	指定	指定介護予防支援に係る人員基準では、管理者及び指定介護予防支援の業務に必要な1以上の介護支援専門員の配置が位置づけられているが、当該人員は指定居宅介護支援とは別に配置する必要があるのか。	指定介護予防支援事業所は指定居宅介護支援事業所と一体的に運営されていることを踏まえ、別に人員を配置する必要はありません。なお、両事業所の管理者業務を同一の主任介護支援専門員が行う場合であっても兼務扱いとは致しません。（従って、管理者は従前どおり、当該管理者業務に支障がない範囲で事業所内介護支援専門員業務又は他の事業所業務との兼務が可能です）
14	指定	市町村ごとに指定を受ける必要があるのか。	市町村ごとに指定を受ける必要があります。 なお、指定を受けない場合でも、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することが可能です（従来どおり）。 例えば、他都市で指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、本市に居住する被保険者に介護予防支援を提供する場合には、本市による指定介護予防支援事業者の指定を受けなくても、当該被保険者の居住地を管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられます。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日） 問123 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf
15	利用者との契約	現在、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどうか。	指定を受ける際、あらかじめ委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、利用者との契約方法について調整してください。 居宅介護支援事業所が直接担当する場合は、利用者との契約の締結が必要となります。
16	利用者との契約	居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の指定を受けて利用者を担当する場合、契約書や重要事項説明書等は一体的に作成することで差し支えないか。	契約書や重要事項説明書等は、居宅介護支援業務と併せて一体的に作成することで差し支えありません。 また、勤務体制の確保、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置及び虐待の防止のための指針整備等についても、同様に、一体的に行うことで差し支えありません。

No.	質問項目	質問内容	回答
17	報酬	単位数や介護報酬はどうなるのか。	<p>○現行 委託料として、¥4,200/件、初回加算…¥2,700、委託連携加算…¥2,700</p> <p>○改定後 ①地域包括支援センターが介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを行う場合… ¥4,512（442単位×¥10.21） ②地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所を含む）が介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを行う場合…¥4,200（委託料として） ③指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合…¥4,819（472単位×¥10.21）</p> <p>②の場合には、基準を満たしていれば初回加算と委託連携加算を算定できます。 また、③の場合のみ初回加算の他、特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等サービス提供加算の対象となります。</p>
18	初回加算	居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できるか。	<p>算定できます（居宅介護支援費の算定時においても同様です）。</p> <p>【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和6年3月29日）問6 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf</p>
19	初回加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できるか。	<p>算定できます。</p> <p>なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。</p> <p>【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和6年3月29日）問7 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf</p>
20	委託連携加算	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算は算定できるか。	<p>委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
21	委託連携加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受け、ケアプラン作成等をした場合は、委託連携加算は算定できるか。	介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関わらず、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託の際、利用者に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定できます。
22	サービス計画作成依頼届	次の場合に、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はあるか。 ・居宅介護支援事業所が居宅介護支援を行っていたが、利用者が要支援認定となり介護予防サービスに移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合	利用するサービスが居宅介護支援から介護予防支援へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要があります。 なお、この場合、初回加算を算定することができます（問20参照）。
23	認定情報について	これまで、要支援認定を受けた方の認定情報は、地域包括支援センターから提供を受けていたが、これまでどおり地域包括支援センターから提供されるのか。	指定介護予防支援事業者の指定を受け、担当する利用者に関しては、要介護の対象者と同様の方法（¥10/枚）で介護保険課から直接提供を受けることができます。
24	地域包括支援センターとの関係	居宅介護支援事業所が利用者と直接契約となった場合、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの関係はどうなるのか。	請求事務を各居宅介護支援事業所が実施することとなりますが、ケアプランや支援に関する相談、連携等はこれまでどおり行っていただくことができます。
25	地域包括支援センターとの関係	指定をうけて利用者と直接契約になった場合、今後地域包括支援センターに対し、困難事例などの相談はできなくなるか。	今後もケアプランや支援について相談や連携等は可能です。 また、ケアプランの作成方法や書類等の相談に関しても、地域包括支援センターにご相談ください。

No.	質問項目	質問内容	回答
26	地域包括支援センターとの関係	問11のような業務の煩雑化を避けるため、指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）として、必要性につき合理性が低い場合でも、意図的に保険給付サービス（福祉用具貸与等）を位置付ける恐れはないか。	今回の制度改正により指定介護予防支援事業所の対象拡充は「地域包括支援センターの一定の関与のもと」行われるものされており、具体的には包括的・継続的ケアマネジメント業務として、「介護予防サービス計画の検証」が追加され、そのための保険者への情報提供義務や効果的な介護予防サービス計画作成のため、地域包括支援センターに助言を求められる旨の規定が改正介護保険法において位置付けられたところです。
27	地域包括支援センターとの関係	居宅介護支援事業所への、地域包括支援センターの一定の関与とは何を指すのか。	次の事項を考えています。 ①新規作成の介護予防サービス計画書の地域包括支援センターへの提出 ②提出された介護予防サービス計画書に疑義がある場合の指定介護予防支援事業所への内容確認 ③必要に応じ、介護予防サービス計画書の質的向上を目的とした地域ケア会議、事例検討会、研修等への事例提出